

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

##### 【観点到る状況】

教育研究活動に関する理念は研究教育憲章（表 1-1）で定められ、活動の基本的方針は中期目標（表 1-2）及び大学運営の基本方針（学長表明）（資料 1-1-1-1）で定められている。これらを達成するための基本計画は中期計画で明示され、さらに具体的な実施計画やその指針は各年度の年度計画で定められている（資料 1-1-1-2～4）。

表 1-1 一橋大学研究教育憲章（平成 16 年 4 月 1 日制定）

<p>一橋大学は、市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献してきた。人文科学を含む研究教育の水準はきわめて高く、創立以来、国内のみならず国際的に活躍する、多くの有為な人材を輩出している。</p> <p>この歴史と実績を踏まえ、一橋大学は、日本及び世界の自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成することを使命とする。一橋大学は、この使命を達成するため、先端的、学際的な社会科学の研究教育を積極的に推進し、日本及び世界における拠点として、人間社会に共通する重要課題を解決することを目指し、研究教育の理念と基本方針とを次のように定める。</p> <p><b>1 一橋大学の研究教育の理念</b></p> <p>(1) 充実した研究基盤を確立し、新しい社会科学の探究と創造の精神のもとに、独創性に富む知的、文化的資産を開発、蓄積し、広く公開する。</p> <p>(2) 実務や政策、社会や文化との積極的な連携を通じて、日本及び世界に知的、実践的に貢献する。</p> <p>(3) 豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。</p> <p><b>2 一橋大学の研究教育の基本方針</b></p> <p>(1) 大学の社会的責任を自覚し、法と倫理を重んじ、自治と知的誠実の精神をもって研究教育を行う。</p> <p>(2) 研究教育における構成員の自由と自律、個性と多様性を尊重する。</p> <p>(3) 理論的研究と実務的研究、基礎的研究と先端的研究を等しく重視する。</p> <p>(4) 研究成果を国内外に広く公開するとともに、客観的、かつ、公平な自己評価及び外部評価により、その成果を厳しく検証する。</p> <p>(5) 対話と双方向の教育を基軸とした、自由で緊張感ある教育環境を育成し、発展させる。</p> <p>(6) 学生個々人の感性を磨き、理性を鍛え、創造性と論理性、構想力と判断力を養うことを教育の指針とする。</p> <p>(7) 市民社会、産業界、官界との連携を適正、かつ、積極的に推進し、社会の課題に的確に応える。</p> <p>(8) 研究教育の国際的連携を図り、情報・人的ネットワークを構築する。</p>
---

表 1-2 大学の基本的目標及び使命（中期目標より抜粋）

<p><b>大学の基本的な目標</b></p> <p>一橋大学は、市民社会の学である社会科学の総合大学として、日本におけるリベラルな政治経済社会の発展とその指導的、中核的担い手の育成に貢献してきた。人文科学を含む研究教育の水準はきわめて高く、創立以来、国内のみならず国際的に活躍する、多くの有為な人材を輩出している。この歴史と実績を踏まえ、21 世紀に求められる先端的社会科学の研究教育を積極的に推進し、その世界的拠点として、日本、アジア及び世界に共通する重要課題を理論的、実践的に解決することを目指す。</p> <p><b>使命</b></p> <p>そのために、次の三つの事項を本学の使命とし、それぞれにつき、グローバルな情報ネットワーク及び人的ネットワークを構築しつつ、より具体的な中・長期目標を設定する。</p> <p>(1) 新しい社会科学の探究と創造</p>
---

- ・ 伝統的社會諸科学の深化と学際化及び教育研究組織の横断化
- ・ 言語・歴史・哲学・文学など人文諸科学や、4大学連合における連携を中心とした自然科学的研究との協同
- ・ 研究環境・研究成果の国際的高度化

「新しい社会科学の探究と創造」を推進するために、学外者を含む「研究カウンスル」を設ける。

- (2) 国内・国際社会への知的・実践的貢献
- ・ 実務及び政策への積極的な貢献
- (3) 構想力ある専門人・理性ある革新者・指導力ある政治経済人の育成
- ・ 国際性と市民的公共性を備えた専門人教育の本格化
  - ・ 教育の再編・高度化

\*専門人とは、企画立案型の国家・国際公務員、弁護士や公認会計士、企業関係の高度専門職業人だけでなく、研究者、評論家、ジャーナリスト、NPO参加者など、自己の高度の専門知識によって市民公共的に活動する知的プロフェッショナルを指す。

資料 1-1-1-1 大学運営の基本方針（学長表明、平成 18 年 12 月）

資料 1-1-1-2 国立大学法人一橋大学 中期目標

資料 1-1-1-3 国立大学法人一橋大学 中期計画

資料 1-1-1-4 国立大学法人一橋大学 年度計画（平成 16 年度～平成 19 年度）

(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html>)

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学の活動に関する理念や考え方、養成しようとする人材像、達成目標を憲章、中期目標及び基本方針において定め、そのための具体的計画を中期計画並びに年度計画で定めており、体系的・段階的構成となっている。内容はいずれも、社会科学の総合大学として多くの有為な人材を輩出してきた独自の歴史に立脚しており、その伝統を守り発展させつつ、新たな時代に求められる活動に先駆的に取り組もうとする精神に裏打ちされている。

観点 1-1-②： 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

#### 【観点に係る状況】

研究教育憲章にも明示されているように、本学はその目的として、日本及び世界の自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造することを目指し、その指導的担い手として、豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成することを挙げている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記の目的は学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではなく、きわめて適切である。

観点 1-1-③： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

## 【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、上述した基本理念や方針に立脚しつつ、学則の中で具体的に定められている(表1-3)。研究科・教育部の目的は各研究科・教育部規則の中に明示されている(資料1-1-3-2)。

表1-3 一橋大学大学院の目的 (学則より抜粋)

<p>(大学院の目的及び種類)</p> <p>第33条 大学院は、一般的並びに専門的教養を基礎として、社会科学の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うことによって広く文化の向上発展に寄与すること又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより社会に貢献することを目的及び使命とする。</p> <p>2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p> <p>(大学院の課程)</p> <p>第34条 大学院における課程は、博士課程及び専門職大学院における専門職学位課程(第33条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(修士課程の目的)</p> <p>第38条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究及び応用の能力を培うことを目的とする。ただし、各研究科規則の定めるところにより、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを併せて修士課程の目的とすることができる。</p> <p>(博士後期課程の目的)</p> <p>第39条 博士後期課程は、専攻分野について自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。ただし、各研究科規則の定めるところにより、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを併せて博士後期課程の目的とすることができる。</p> <p>(専門職学位課程の目的)</p> <p>第40条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。</p>
--

資料1-1-3-1 一橋大学学則 ([http://www.hit-u.ac.jp/dlw\\_reiki/mokuji\\_bunya.html](http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/mokuji_bunya.html))

資料1-1-3-2 研究科ごとの目的

## 【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、社会科学の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うこと、及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより社会に貢献することを目指しており、学校教育法に規定される目的から外れるものではなく、きわめて適切である。

観点1-2-①: 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

## 【観点に係る状況】

研究教育憲章や中期目標・計画、大学運営の基本方針、規則集は公式ウェブサイトに掲載すると同時に、その概要は「学長メッセージ」として構成員に周知されている。特に学生に対しては、憲章と学則を学部生全員に配布する『学士課程 履修ルールブック』に掲載するとともに、その内容は入学式の学長式辞でも触れられている。また、学則は大学院『学生便覧・講義要綱』にも掲載されている。

資料 1-2-1-1 大学公式ウェブサイト「大学案内」(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/index.html>)  
 資料 1-2-1-2 国立大学法人一橋大学規則集 ([http://www.hit-u.ac.jp/dlw\\_reiki/reiki.html](http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/reiki.html))  
 資料 1-2-1-3 「学長からのメッセージ」(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/outline/050501.html>)  
 資料 1-2-1-4 「平成 19 年度学部入学式における学長式辞」(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/outline/070403-01.html>)、「平成 19 年度大学院入学式における学長式辞」(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/outline/070403-02.html>)

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学の目的はウェブサイトや冊子への掲載、入学式の式辞等を通して大学の構成員に周知されている。

観点 1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

#### 【観点に係る状況】

大学の目的はウェブサイトを通じて公開されている。また、『一橋大学・大学概要』及び入学希望者に配布する『一橋大学学生募集要項』に憲章を掲載している。毎年約 3000 名の参加者があるオープンキャンパスや大学出張説明会等の機会にも大学側の説明や大学概要等で目的を示している。本学ウェブサイトはアクセスのしやすさという点で、全国大学サイト・ユーザビリティ調査で国立大学 2 位になっている（資料 1-2-2-1）。

資料 1-2-2-1 日経 BP コンサルティング「全国大学サイト・ユーザビリティ調査 2006/2007」  
<http://consult.nikkeibp.co.jp/consult/release/uni061219.html>

#### 【分析結果とその根拠理由】

ウェブサイトや冊子、大学に関する説明会を通して社会一般及び受験者に対して本学の目的を公表している。公表にあたっては、単に目的を掲載するというだけでなく、社会が容易にアクセスできるための作業を行い、積極的に目的を示す努力を払っている。

憲章等の制定は法人化とほぼ同時に行われた比較的新しい取組であり、今後より一層社会での浸透を目指し、本学の目的・使命を伝える取組を積極的に進める必要がある。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- 大学の目的が、研究教育憲章、中期目標、大学運営の基本方針、中期計画、年度計画によって、体系的・段階的に定められており、本学独自の歴史に立脚したきわめて適切な内容となっている。
- アクセシビリティの高いウェブサイト等の媒体を通して、学内構成員及び社会一般や受験者に対して、大学の目的を積極的に公表している。

**【改善を要する点】**

- ・ 研究教育憲章等の制定は法人化とほぼ同時に行われた比較的新しい取組であり、今後より一層社会での浸透を目指し、本学の目的・使命を伝える取組を積極的に進める必要がある。

**(3) 基準 1 の自己評価の概要**

大学の目的は、研究教育憲章、中期目標、大学運営の基本方針、中期計画、年度計画によって、体系的・段階的に示されており、学校教育法に規定された大学・大学院の目的に照らして、また本学独自の歴史に照らして、適切な内容となっている。

大学の目的を学内外に公表する取組も進められており、単に公表するだけでなく、多様な機会を通して外部からのアクセスを容易にする取組が着実に進められている。しかし、これらの取組はまだ新しく、今後より一層社会への浸透を目指して努力することが必要である。